

歯科診療報酬について②

(歯科疾患の総合的管理について)

第1 現状と課題

- 1 現行の歯科診療における指導管理については、初診時における総合的な治療計画の立案と一連の治療終了後の継続的管理を除き、齲蝕と歯周病に分かれた指導管理体系となっている。しかしながら、この体系では、実際の歯科治療において、口腔を一単位として考え、口腔全体の治療計画の立案や指導管理が実践されている実情や患者の疾病状況にそぐわない場合がある。(参考資料4～5頁)
- 2 このため、日本歯科医学会において、齲蝕や歯肉炎、歯周病、歯の欠損等継続的な口腔管理が必要な疾患について、口腔を一単位とした総合的管理に関する基本的な考え方の取りまとめが行われ、その結果を踏まえて、患者から見て分かりやすい指導管理体系の構築が必要となってきた。(参考資料6～8頁)
- 3 特に、後期高齢者は、生活の質にも影響を及ぼす歯科疾患の重症化や摂食・嚥下障害の発現等が顕著になる時期であることから、若年者に比べて口腔機能の維持・管理をより適切に行うことが求められている。

第2 現行の診療報酬上の評価

- 1 歯科診療報酬における指導管理等については、初診時における患者への総合的な治療計画等の情報提供と疾患別の指導管理に対して評価されている。

(1) 歯科診療の開始に当たり、患者への病名、症状、治療内容、治療期間、治療計画等の情報提供を踏まえた総合的な治療計画の立案と継続的な指導管理を評価。

- ・ B000-3 歯科疾患総合指導料 1 (1回に限り) 130点
- ・ B000-3 歯科疾患総合指導料 2 (1回に限り) 110点

(2) 歯科疾患（齲蝕、歯周疾患、歯冠修復及び欠損補綴）に係る一連の治療終了後 1 年間における継続的指導管理を評価。

・ B004-8 歯科疾患継続指導料（月 1 回算定） 120 点

(3) 歯周疾患に罹患している患者に対し、プラークコントロール、栄養、日常生活その他の療養上必要な指導を評価

・ B001 歯周疾患指導管理料（月 1 回算定） 100 点

(4) 齲蝕又は 16 歳未満で歯肉炎に罹患している患者又はその家族に対して、療養上必要な指導を評価

・ B000 歯科口腔衛生指導料（月 1 回算定） 100 点

2 補綴物維持管理料については、補綴物の維持管理を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを作製し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定。（参考資料 9 頁）

・ M000-2 補綴物維持管理料（1 装置につき）

1 歯冠補綴物 100 点

2 支台とポンティック（ダミー）の数の合計が 5 歯以下 330 点

3 支台とポンティック（ダミー）の数の合計が 6 歯以上 430 点

第 3 論点

1 歯科医療の実情を踏まえて、口腔全体や歯科疾患の継続管理を含めた総合的な歯科診療に係る指導管理体系の見直しを行うことが必要ではないか。

2 後期高齢者については、心身の特性に照らして、歯科疾患の総合的な管理に加えて継続的な口腔機能の評価及び管理について、特に評価することを検討してはどうか。

- 3 補綴物維持管理料については、その普及・定着の状況を勘案しつつ、総合的な歯科診療に係る指導管理体系の見直しに合わせ、その評価の在り方を検討してはどうか。